

議事要旨(2) 金融商品専門委員会における検討状況について

冒頭、加藤専門委員長より、審議事項(1)-1に基づき、平成21年7月14日にIASBより公表された公開草案「金融商品：分類及び測定」（以下「IASBのED」という。）に対する当委員会のコメントの検討スケジュールについて説明がなされ、引き続き神谷専門研究員よりIASBのEDの概要及びIASBの動向について説明がなされた。説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

(基本的な方向性について)

- ・ 複数の委員から、共通して次のような意見があった。
 - ① その他の包括利益（OCI）で評価差額を表示する場合のリサイクリングの会計処理を引き続き認めるべきである。
 - ② 配当を含む投資に関わる実現損益は、引き続き純利益として表示すべきである。
 - ③ 非上場株式の公正価値評価は慎重に検討すべきである。
- ・ さらに当該委員のうちのある委員から、IASBの提案どおり仮に「公正価値」と「償却原価」の2区分とした場合でも、株式だけでなく債券もOCIの表示を認めるべきであるとの意見が述べられた。
- ・ ある委員から、当委員会のコメントの方向性として、従来どおり経営者の保有目的に沿った形とし、親委員会で合意した大きな方向性が専門委員会においても反映されるようにすべきとの意見があった。これに対して事務局からは、IASBのEDにも経営者の保有目的に配慮した提案が含まれており、現段階で断定はできないものこのこれまでの考え方の延長線上でコメント案を準備していくと思われる旨が説明された。加えて、今回はIASBの提案に対して回答する形であり、また、東京合意を踏まえたコンバージェンスの流れを意識した場合、EDの提案を振り出しに戻すような主張は難しく、また、複雑性の低減に反論する意見は言いにくい面がある旨の説明が行われた。
- ・ 別の委員から、事務局からIASBの土俵にのって議論が進むかのような説明があったが、IASBのEDの提案に沿った形ではなく、現行の分類及び測定方法を維持すべきとする考え方もあるのではないかと意見があった。
- ・ さらに別の委員からは複雑性の低減こそが大命題であり、IASBのEDをベースとしてどこまで譲歩でき、どのように複雑性が低減できるのかを検討すべきであり、例えば代替案1が適当であるということであれば、この点について重点的に意見を述べるという考え方もあるのではないかと意見もあった。

(OCIの表示とリサイクリングについて)

- ・ ある委員から、OCI・リサイクリングに関する議論は、財務諸表の表示プロジェクトで一般的に扱うべきであるとの意見があった。これに対して、別の委員から、そこでの議論の結果がそのまま各基準に降りてくる結果となるため、個別の会計基準で議論することを前身のプロジェクトにおいて当委員会としても支持したと理解しているとの発言があったが、こうした議論は金融商品だけでなく、退職後給付、概念フレームワークにも関

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

係しており、OCI・リサイクリングがどうあるべきかを個別基準の議論と連動して行うべきであるとの意見があった。これらに対し事務局からは、7月のIASB・FASB共同会議で、金融商品会計のリサイクリングの取扱いは財務諸表の表示プロジェクトでは取り扱わないことが確認されている旨の説明がなされた。

(非上場株式の公正価値評価の提案について)

- ・ 複数の委員から、非上場株式の公正価値評価のコストや困難さに関するIASBのEDの事実認識に違和感があるとの意見があった。また、別の委員から、新興市場の発展への影響や実務への負担に配慮すべきとの意見に加え、見積りの恣意性による信頼性の問題に対する懸念が述べられた。
- ・ ある委員から、実際にどの程度困難か、感覚での主張でなく調査すべきであり、現在は評価が困難であっても本適用時(2012年)の実務における進展の状況なども見据えるべきとする意見もあった。これに対して、別の委員から、国内基準開発と同程度のコスト・ベネフィット検証を求めるよりも、時間的制約の中で効率的なコメント集約が優先されるべきであるとの意見もあった。

(7月のFASB会議の暫定決定について)

- ・ 複数の委員から、IASBのEDとFASBの方針はリサイクリングの取扱いなどにおいて重大な差異があり、FASBに対しても確認を行っていくべきとの意見があった。またある委員からは、FASBの提案では株式の評価差額についてOCIでの表示を認めず、すべて純損益とすることとされているが、我が国において既に米国会計基準を適用している企業が相当数あることを考えると重大な影響を及ぼすものと懸念する発言があった。これに対し事務局からは、7月のIASBとFASBの共同会議ではそれぞれの立場について意見交換がなされ、将来的に両者の差異を調整することとしている旨、FASBに関しては今後の定期協議を待たず早めに考え方を聴取したい旨の説明がなされた。

以上を踏まえ、次回の委員会においてコメント案の検討がなされることとされた。

以 上